

第4回南砺市子どもの権利条例策定委員会

令和4年7月30日(土)

14:00～16:00

井波総合文化センター第一研修室

1 開会

2 協議事項

(1) 第二回意見募集結果について 資料1

(2) 南砺市子どもの権利条例(仮称)素案について 資料2

- ・条文について

- ・子どもの権利委員会について

- ・アクションプランについて

3 その他

4 閉会

【南砺市子どもの権利条例づくり事業】条例素案の 第2回意見募集にご協力ありがとうございました

市民の皆さまから合計117件のご意見やご感想をいただきました。今後、条例の内容に反映させていただきます。

配布総数：1236名

内 容：(1) 南砺市子どもの権利条例(仮称)素案についてご意見をお聞かせください。

(2) この条例に追加が必要だと思う内容があれば教えてください。

(3) 南砺市にどのような取り組みが必要か教えてください。

(4) 新しくできる条例の名称についてご意見をお聞かせください。

期 間： 令和4年6月20日(月)～7月11日(月)

意見募集の方法：○簡易電子申請方式

依頼文書やチラシ、ホームページ等に掲載するQRコードを読

み取ることで表示される定型フォームへの入力による意見募集



問合せ先

南砺市教育委員会こども課

子育て支援係 担当：川田

0763-23-2010

南砺市子どもの権利条例(仮称)素案への第2回意見募集【結果】

令和4年6月20日～7月11日実施 返信総数117件

No.	【1】南砺市子どもの権利条例（仮称）の感想を教えてください。
1	子供が読む文章なので、できるだけ1文は短くした方が理解しやすいと思います。特に前文や総則。また、総則や定義など、条例としては当たり前だけれど、子供にとっては難しい言葉が散見されるのが気になりました。 <u>第9条の保護者の役割にて「心身ともに健康な子どもを育てます」という表現が、障害のあるお子さんを育てている保護者に配慮が足りないのではと思いました。「健康」という言葉の定義を記載するか、表現を変えるのが望ましいと思います。</u>
2	子供の権利に関する条例を作るのであれば、日頃、井波地域で子供たちを指導する立場で感じることです。親が「ウチの子は能力がない。」とか、指導者が、「この子たちに能力がない。」学校が、「砺波市とは違う。」と聞かれます。子供の能力は個人での違いはあっても、地域による違いは、少なくとも小学校レベルでは、環境以外に左右されないと思っています。 <u>そこで、今回の条例ですが、第11条の「子供が可能性を伸ばせるように視野を広げたり、経験、交流の機会の提供に努めます。」は、保護者、教育機関も含めて実施することであると考えますので、大人の役割として、第8条3項に追加記載すべきと思います。また、第11条は、「地域団体は、地域の伝統文化に触れたり、近隣や関係団体との交流の機会の提供に努めます。」のように修正すればよいのでは、と提案します。</u>
3	<u>第7条2の様々な活動が何をさすのか不明瞭で他の文章に比べ伝えたいことが明確でないと思いました。</u> 子供であることを理由に活動の制限を受けない、などでしょうか？
4	<u>第3条が権利をもちます。と変更になったのなら、第6条も権利を保障されます。ではなく、権利をもちます。にしてもいいのではないかと。</u>
5	全体的に対象が重複している部分があるのが気になります。 子ども達が見るための柔らかい書きぶりとは思いますが、それは例規的には大丈夫なののでしょうか？
6	言い方が変わっただけで、特に変わらない。利権とってそれを逆手に取られそうで危機感を覚えます。 前回の様々な意見を見させていただいたのですが、10年前に大問題になったとあり私はそこまで知らなかったです。 正直なところ、こうやって意見する人も少ないくらい周りに関心がないので条例を作ったところで、そんなの知らなかった！って言われるママさん達が大半いると思われます。 もっといろいろな情報（いいことも、悪いことも）を出して理解を得ないといけない。 私はこのまま条例を通すのは危険だと思います。反対です。
7	子供にとってはとても良いものだと思います。ただ、これを見た大人はどう思うだろうか。大人は苦しくないだろうか。誰もが余裕もてる、苦しまない権利は、私は望みます。
8	・南砺市はこの権利条例のために時間と労力と血税を使い過ぎていると感じます。 ・子どもの権利と言っておきながら、一方では、中学校部活動拠点化によって、子どもが地元の中学校で今まで通りの部活動を継続出来ない状況に直面しています。この条例を通すのならば、部活動を継続する権利も守られるべき。綺麗事を並べたこの権利条約の制定は、正直、今の南砺市にとっては優先度を下げるべきだと感じます。
9	抽象的すぎてこの内容を伝える人の主観や思想、熱意によって聞く子供によって違いが大きそう。 読み物としてはいいかもしれないが、実行できる書き方ではないと思う。

10	子供の意志を尊重したものになっていてよいが、子供がこれを受けてわがままにならないか心配。子供の好き勝手ではなく、あくまで子供のよりよい成長のための条例であり、時には子供の思いを改めるよう説得される場面もあるということを、大人も子供も共通理解された状態でこの条例が施行されてほしい。
11	もっと伸び伸びと育てられる、環境や設備
12	子供を対象とするなら、子供にもわかりやすいネーミングにすれば、当の子供達も自分たちのことを考えた条例なんだとわかると思う。 あまり興味のない自分も悪いとは思うが、より良いまちづくりのため、何なにのため、といろんな条例など作られてきているが難しく考えすぎる自分がいて、結局のところいまいよくわからない。
13	第一回より、5点の修正をされましたが、まだまだわかりにくいと思います。 ガイドブック等でもっと周知して、条例自体をもっと知ってもらう必要があると思います。
14	どういった経緯でこの権利条例が必要となっていったのか切欠などを知りたいと思いました。 また、条例が制定される事によりどのような問題が解決しやすくなっていくのでしょうか。
15	以前策定した「まちづくり基本条例」と同じ匂いがします。 南砺市の施策は先進的な取り組みをされていて素晴らしいと思う反面、話題性やマスコミ受けが目的なのか？と感じてしまうことも多々あります。 実際に目標に向かって成果を上げていくには、それに関わる市職員の理解が必要ですし、個々の職員が目標に向かって頑張れば、当然市民の意識も変わってくるものだと思います。 これまでも、市職員の理解と納得が無いまま進めたことにより、中々理解が進まない施策が多数あったと思っています。 特に子育てについては、保育士や県職員である先生方、児童館を運営する指定管理者など多くの関係者が関わっていると思います。 市民に意見を求めるのも大事ですが、現場の最前線の皆さんも巻き込むことにより、現場でも目標を共有して仕事していただけるようになれば良いと思いました。
16	第一回意見募集の時に分かりにくかった所が、簡単になって読みやすく、オフィシャルキャラクターの言葉からも楽しく理解することができました。意見や感想のところに書いてあった具体例などが載っているガイドブックも読みたくなりました。 1ページにはイメージキャラクターと書いてあり、2ページにはオフィシャルキャラクターと書いてあった所が気になりました。
17	南砺市固有の事柄でないので制定の必要はないと思います。
18	権利条例なので仕方ないかもしれませんが、分かりにくいです。 文章とか書き方と言うことではなく、簡潔に箇条書きでないと読む気がしません。
19	難しい言葉ではなく、分かりやすく、出来るだけ短い言葉で表記して欲しいと思います。
20	条例を制定したことの意味がわからない
21	大変、素敵な条約だと思います。これには、第3章の大人の役割が大切になってくると思いますが、その大人自身が大切にされていなかったり、余裕がないと、子供の健やかな育成には繋がらない気がします。
22	子供の育成は、親だけでなく大人全員で行っていくものであり、産後うつや子供の虐待、いじめなどのサインを見逃さない。
23	大人も子供も幸せに過ごせる南砺市は理想でそうなれば素晴らしいと思います。 実際問題どこまで立ち入ることができるのか？ 支援の目が声が本当に困っている一人一人に届くのだろうか？疑問でもある。

24	子どもの権利についての考え方は理解できますが、義務的な考え方が抜け落ちていると思いますので、追加ご検討願います。 【子ども】人として大切な考えに基づく判断行動ができるよう成長過程に応じて自ら努力を心がける事 【家庭】人として大切な考えは、日々の生活の中で自然と身に着けるように成長過程に応じた指導(しつけ含む)等を行うよう心がけること 【地域・市民】見守り活動、各種体験活動、イベント等地域活動を通じて人として大切な考え方・行動の指導を心がける事
25	子どもがもつ権利、それを保障するための大人の役割と市の務めはわかりますが、子どもはどのような子ども(大人)になることを目指しているのかわかりません。今、なぜ南砺市子どもの権利条例をつくるのですか？
26	全文拝見しました。全て当然のことであり、むしろ条例案に疑問を感じる点がありませんでした。子どもは地域の、日本の、世界の宝物です。当たり前が守られていないことが問題です。この条例があることで、当たり前を当たり前と気づく、そしてアクションする足がかりになることに期待します。
27	様々な課題に直面している子どもたちの現状を知り、本来担保されるべき生まれながらの権利を侵害されている子どもたちを救うこと、また、その権利を知らずにいる子どもたちや大人たちの意識啓発のためにも大切な根拠条例であると感じた。
28	チラシの回答を見て、子どものために良い環境を作ろうとしている条例に対して、反対される大人がいることに驚きました。条例の内容を読んだら、当たり前のことばかりで、すべての人の幸せを願っているのだとわかりました。子どもがわがままにならないか心配なら、目の前の大人(自分自身)が正しく教えることがつとめです。どう実現するのか、と他人事のような意見もありますが、子どもにかかわるすべての人が考えて行動することだと思います。ただし、条例を知ってもらうことについては課題だと思います。
29	条例づくりとなると、難しいというイメージがありますが、Q&Aがあり具体的に考えることができました。 前回の意見を踏まえ、再度検討していただいた跡が分かり、よいと思います。 大人も子どもも、意識を変えることがまず大切だと思います。しかし、そこが一番難しいのかもしれないですね。
30	文章を読んだだけでは、すぐに深く自分のこととして考えられなかったが、研修を受けたことにより分かったことや感じたことがたくさんあった。 少しでも多くの方、色んな職種の方、色んな年齢の方に聞いてもらい、自分のこととして考えられる機会があれば良いと思う。
31	自分(40代)の子供の頃は、大人からよく「大人の話だから、アッチに行ってなさい」と、言われたものです。 (おそらく、近所の家庭の話や、お金の話、仕事の話、グチなど。) 今は、核家族も増えたせいかな、子供の前でも平気で「大人の話」をしてしまい、子供はこっそり静かに聞いてます、、、。 私も、つつい子供の前で噂話をしてしまったりします。 この条例素案を読んで、子供を健やかに育てるとは、また、その責任について改めて考えさせられました。 こういう条例は、(大人が、大人として子供と接する責任を理解していない)現代に必要なと感じました。

32	子どもや保護者の権利を守るためには義務をしっかりと果たしてほしいです。 保育園のルールは入園時にしっかり説明を受けておられるはずです。親が仕事お休みの時は、ふれあう時間を持ってほしいです。それが無理でもせめて16時にお迎えに来てほしい。子どもたちは敏感に察知してます…
33	是非、権利として明文化して施行して頂きたいです。 いじめ、差別など、心を傷つけてしまう状況にならないよう、子どもはみんな権利を持っている事をみんなが認識する事が大事です。 ややもすると、まだ子どもだからと、置き去りにされがちで、大人社会があるように、子ども社会にもフォーカスすることは大事だと思います。
34	他県の前例のように、子供達から素晴らしい意見が出てくる事が理解だと感じました。あんな立派な意見が子供達から出てくる事にも、驚きました。 ある年齢層の勝手ではなく、子供から高齢者まで、1人1人が大切にされるそんな南砺市になるように私も願います。
35	説明を聞いて、理解できる点がたくさん感じられた。
36	良いと思う。条例と聞くと難しいと感じていたが、生きていく中で当たり前のことが当たり前にできる人が増えることで、大人も子どもも安心して過ごせる地域になると思う。
37	妊娠している身なので、保育士としても、親としても、これからの南砺市がどのように変わっていくのか楽しみにになりました。 また、条例について保護者への説明会などはあるのか気になりました。保育士だけでは、保護者の家庭環境が気になってもなかなか踏み込めないことがあるので、その面でも、子育て家庭にとって、大人も子どもも幸せに暮らせる南砺市の環境づくりがどのようなものになっていくのか期待しています。
38	子どもだけでなく、大人も相談でき救済できる体制ができるのはとても良いと思います。 子どもを支える大人も守ってもらえる、みんなが幸せと思える市になってくれて、南砺市に住みたい。と思ってもらえるよう期待しています。
39	この条例を作っていく過程の中で、大人が子どもについて考えてみるいいきっかけになっているように思う。 素敵な子どもと、それを支えている大人が暮らしてる地域は未来があると思う。 子ども達が、日々教えられるばかりではなく、いろいろなことを発信していった欲しいし、自分もそんな子ども達を支えていけたらと思う
40	子ども自身が自分に権利があることを知ることが大切だと思いました。そのためにも子どもたちにどのように権利があることを伝えていくか、どんな時にどうすべきなのかを幼児の時から知る機会を設けることを期待します。
41	この世に産まれてくる子どもの人権を尊重し補償する条例として重要事項が明記されており大変良いことだと思う。親になっていく18歳以上の成人の方には是非、熟読して頂き、特に第3章の大人の役割の内容を若い方々に充分理解してもらいたいと思った。
42	一つ一つ細かく書いてあり、南砺市の保育士として大切にしていけるべきことがたくさん書いてあり、しっかり読み込んで今後の保育に活かしていきたいと思った。
43	保護者の方々への周知として、保護者会の折りにお話していただく機会があれば良いかと思います。
44	多くの方の知恵を集め、素案が作成されました。敬意を表します。
45	前回の意見が反映されておりよかったと思いました。
46	子どものためにも必要なことだと思います
47	権利について深く考えたことがありませんでしたがとても大切な事だと分かりました。
48	丁寧で作成され、意見にたいして素直に訂正されている点に、感激しました。

49	第一回条例素案についての意見を的確に取り上げ、よりわかりやすいものとなっている。
50	とてもいいと思う。南砺市の一部分だけでなく、南砺市全体にしっかり届くようになればいいですね
51	子供や周りの大人が身体ともに、健やかにすごせればいいとおもいました。
52	今までの基本的な事柄が細分化され 難しい様に思える。
53	子ども達の成長に真摯に向き合っていて良いと思う。一部だけでなく市内の保護者や地域の方など少しずつ広がっていったほしい。
54	よいと思います。 早く出来上がり、子供たちに集知させたいです。
55	わかりやすく作られていると思った。
56	こどもにとってやさしいという印象を受けました。
57	この時期に聞くことができて良かった。
58	大人にも子供にも配慮した、条例の内容になっていると思います。
59	解りやすく出来ていると思います。子どもの気持ちを読みとることが誰にでも出来るようになると素晴らしいことです。
60	子どもだけでなく、大人も全ての人が幸せになれるまちづくりを目指していて大変素晴らしいと思います。
61	おとながサポートして、子供がのびのびと育つ環境はとてもよいとおもう
62	考える一つになった
63	子供も大人も一緒になって権利条例づくりに取り組んでいるところが素敵だと思います。各学校でもPTAとイベントを行なって意識を高めている。
64	わかりやすくて良いと思います。キャラクターも、可愛いので、親しまれるのではないかと思います。
65	子どもたちが一緒に入ってやってきた、ということをPRしたいですし、今後も子どもたちが意見できる場所を作るきっかけになるといいですね！
66	話を聞き、法律や条例と聞くと難しいイメージがあったが、保育の身近なところにも子どもの権利を守るための働きかけがあるんだと思った
67	子供にとって分かりやすいものになっていると思います。大人の役割も明確でいいです。
68	子どもの幸せは大人の幸せだし、大人が幸せだと子供たちも笑顔になるという素晴らしい条例だと思います。
69	子どもも大人もすべての人が幸せになることを、目指しているので、良いと重たい
70	イラスト入り書類も、説明もとてもわかりやすく市民の一員として自然に意識しようと思える内容だった。
71	当たり前なんですが必要だと改めて思いました。
72	子どもも大人も幸せに暮らせるまちを目指しておられ子どもにとっても生活しやすいし大人も子育てしやすいと思います。
73	よく考えられた条例だと思います。
74	南砺市民全員に理解して欲しい。その為の方法を考えてほしい。
75	全くもって素晴らしい案だと思います。 少子化社会な現状をこの南砺市から打開して日本中に影響を与えようではございませんか！
76	市民みんなが共有できる条例となることを祈ります。
77	南砺市の子どもの権利条例はとてもありがたいです。すべての方が知ってほしいです。
78	曖昧だった表記が明確になっていてよかったと思います。
79	良いと思う。 早く皆んなに伝わると良いと思う。
80	子供を大切に育てる環境があること、大人の役割が、わかりやすかったと思います。

81	細やかな権利を保証する内容がかかれて良いと思います。
82	良いと思います。 親としては、可愛い存在の子供達。守られているのは、親としても安心します。
83	子どもも大人も幸せになれる基本的な権利。素晴らしい内容です。南砺市に生きていてよかったと思う。
84	小さい子には伝わりにくいかと思った
85	子どもと権利、大人の役割、南砺市の環境、権利の救済と推進というようにそれぞれの立場から役割や権利が明記されているので、わかりやすいなと思った。
86	子供の権利を守ることに注力した、よい条例だと思いました。
87	何もないところから考えられてすばらしいと思います。
88	こういう機会を頂いて、内容を知ることができた。細かな解説や、条例が決まった経緯がついていれば、初めて見た人にも分かりやすいのではないかなと思う。
89	当たり前のことだけど見逃してしまい、大人の視線で動いてしまう
90	情報を得ることができてよかった。
91	条例があることで子どもが守られている感じがする
92	生きていく中でごく普通のことだと思った。でも、その普通の事ができていない人もいるのかなと思った。
93	説明がわかりやすかった。だが、子どものいる家庭だけでなく地域の人にまで浸透させてるためには、どのようにしていくのだろうと思った。
94	大人も幸せにというのが重要だと思う。
95	研修を受け、内容を理解することができた。
96	大切だと思った
97	よいことだと考える。
98	とても良い事だと思おう。
99	いいと思います。
100	とてもいい案だと思います。
101	良いと思います。
102	よい
103	いい条例だと思う
104	よかったです。
105	いいと思います。
106	良いと思う。
107	よい
108	重要だと感じた
109	難しくて分かりません。
110	とくにありません
111	特にありません。
112	特になし
113	特になし
114	特にありません
115	特になし
116	なんとも言えない
117	修正された部分はこれでよいと思います。

No.	【2】 この条例に追加が必要だと思う内容があれば教えてください。
1	1 第3条で保障されますをもちますに訂正したのなら、第6条も訂正し、用語の統一を図ってはどうでしょうか？ 2 第8条の大人の役割と第12条の市民の役割は対象の違いがわかりにくいと思います。 3 第4章と第5章はどちらも市が整える環境なのではないかと感じます。
2	「家庭の役割」が必要かと思います。 保護者というと、一般的には親が相当するものかと思いますが、子どもの保育…関わる大人という と、保育園や学校、支援学校などが頭に浮かびます。祖父祖母に代表される、保護者と一緒に子ども を育てくれる人に対しても、役割の明記があるとよいと思います。
3	第14条の内容で一応カバーされているとは思いますが、医療や療育機関の環境整備を市の役割として 明言されたらなと思いました。
4	子どももひとりの人としての人権があること。だから、親の都合で子どもの意思を無視して押し付け たりおもいを受け入れなかったりするようなことは、いけない！子育ては、子どもが将来自立して生 きるために、親は子どもと一緒にその方法を考えたり伝えていったりする存在、みたいなこと。
5	条例そのものの意味がわからないしこういうことをしていると言う市職員のアリバイ作りに見える。 こういうものを作るくらいならもう少し教育行政のほうに予算をかけるなり具体的な方策をするなり して有効な資源を別のほうに傾注すべき。
6	条例を条例のままで終わらず、具体的にどんな形で自分たちの実生活につながっているのか、この条 例を続けていく実行団体を募る？明記する？
7	論点がズレていたら、すみません。 今日、レストランに行き、子供が座ると音が出るイスが気に入って、何度もピーピー鳴らしてしま いました。その事で、近くのお客様にうるさい??と詰め寄られて、怖い思いをしました。 子供が煩わしいのも、わかります。 しかし、トラブルになるのは、嫌です。せめて、音の鳴らないイスだったら。あと、男の子だから。 殴っていい。怒鳴っていい…そんな事は、絶対嫌です…コレから先も、男だから頑張れ！そんなの嫌 です。どうか、男女問わず、安心安全な世の中になりますように、お願いします。
8	いろいろまだ訂正や削除項目など仮段階な気がするので正式には何が必要かはまだわからない。
9	ありません。これ以上この条例制定に税金を使わないでください。
10	できるだけ理念だけとして、追加の必要はないと思います。
11	今あるものをまず固めるべきでは
12	子供に明らかに虐待の跡があった場合には逮捕して頂きたいです。
13	わかりません。寧ろ思いつく人がすごいとしか思いません。
14	内容は良いと思います。
15	これでまず始めてからで良いと思う。
16	すべての子どもに対しての南砺市での支援対策がわかる内容を追加してほしいです。
17	子育て世帯の家庭に、もっと商品券の配布や、値下げを検討してほしい
18	前文によりよい市民、地域を愛する市民を育てることを明記してほしい

No.	【3】 南砺市にどのような取り組みが必要か教えてください。	
1	市民に周知していくこと。	広報・ 講演など
2	・この条例が生かされるように、周知されるように、具体的に動くこと。 ・他の都市で取り組んでいる活動やそのことによって得られた実績も紹介して欲しいです。	
3	具体的な取り組みを早期に提示してほしい。	
4	学校での講演会など、この条例について詳しく知る切欠がほしいです。	
5	幅広い年齢の方にこどもの権利条約とは、どう理解して何を守ってあげるべきかを学ぶ機会をもつようにしていただきたい	
6	子供が安心して幸せに生活出来るようになるには、まず大人が生き生きとした生活を送り、元気な笑顔でいないとおもいます。 子育てのサポートも大切だけど、サポートありきの子育てだけではなく、子育てをしながらの無理のない生活の仕方や、気持ちの持ち方など大人の勉強会も必要なのではないかと思います。	
7	地域ごとの講演会の案内または、オンラインでのお知らせがあればいいと思います。	
8	何か条例を制定するときはもっと市民に理解を深めて知ってもらわないといけない。情報が少なすぎる。	
9	この条例の「役割」に関わる、各団体機関への啓蒙活動(特に学校以外に対して)	
10	この条約をもっと子育て世代に知らせていかなければいけないと思います。 知っている人と知らない人の差が激しすぎると思います。	
11	保育士だけでなく保護者にも発信し、子どもの権利条例について知らせる	
12	小学生、中学生の保護者に、この条例について「できている・できていない・まあまあできている」などのアンケートを定期的に行うことによって、保護者への意識付けができるのではないだろうか。	
13	幼保、教育現場だけで対応しきれないことは、信頼できる民間と連携すること。 南砺市の子どもは然るべき人々と手を携えて、南砺市全体で育むといった意識と実行が重要と考える。	連携
14	学校とも連動し、学校教育の場でも浸透お願いします。 また、親、地域への発信をお願いします。 更には、双方向でコミュニケーションがとれるようになり、小さな声も、市に届くようになればと思います。	
15	紙媒体だと、読む人、読まない人に差が出てきます。かといって、土日に説明会等が開催されても、その休日は親子で過ごしたいと感じている親御さんが多いと思うので、ごく一部の意識の高い保護者の方しか来られないのでは。。（分からずに書いています）保護者をはじめとする関係者への周知の機会は難しいです。	
16	児童相談所や警察との情報共有が必要だと思います。個人情報が含まれデリケートなところですが、ヤングケアラーや不登校、保健室使用率等と、特別に支援を必要とする子ども達の数や実情の把握が必要なので、まずはその体制づくりと関係団体で権利委員会の早期立ち上げが必要ではないでしょうか。	
17	子どもがいる家庭や世代ばかりでなく、年配の方々のみの話し合いの場でどのような意見や取り組みが必要かを話し合ってみてほしい。	
18	両親にも、ぜひ講演を聞いてほしい。	
19	保育園だけでなく、地域にも必要だと思います。	
20	学校での講演、授業での話し合いわー通しての理解。子どもから親への発信、気付き。小学校高学年や中学生、高校生あたり。親向けに支援センター、保育園での講演会など。	
21	小学校、中学校の職員も学ぶべき こどもの人権を守るということの意味と日々のこどもの接し方を結びつけて欲しい	

22	第15条（居場所づくり）について、南砺市は広いのでどこに住んでいても居場所があるように…と思います。	居場所
23	子ども達も保護者も安心して、伸び伸びと遊べる場所を作る。 公園、体を動かせる室内遊具がある場所など大規模でなくていいので、地域にいくつかあるといい。	
24	子どもの話しあえる場所	
25	子どもと大人、親子で楽しめる場がもっとあればいいと思う。	
26	保育所以外にも 親に同じ様に話を聞いて	
27	親の不安感が子どもに影響を与えていることを知ってほしい。悩んだときに最後まで責任をもって支えてくれる場所があってほしい。	
28	いろんな世代の人が集まれる場所があり、何かを一緒に出来る機会があれば良いと思う。	
29	南砺市ならではの地域の行事や祭事子どもたちにとって受け継いで行ってほしいことを知って行けたり学べる機会が増えるといいかなと思います。	
30	子どもが参加できるイベントやワークショップなどが南砺市であるとよい。子ども同士が遊べる公園なども南砺市にあるとよい。	
31	子どもの意見を言える場所 子どもがやりたいと思ったことを実現することができる場所 作っていく！	
32	もっと、子ども向けの施設作って欲しい	
33	不登校の子どもが集まる場所 日々いろんな職業や年齢の人がやってきて体験できるスペースがあるといいな	
34	子供が安心して過ごせる特別支援学級、学童が継続、発展できるよう、願います。インフルエンザや、任意注射の無料化を継続してほしいです。習い事、少年団、中学、高校、病院への交通手段の充実があれば、共働き夫婦、祖父母の負担軽減、安心があります。	
35	親子や家族でクッキングやスポーツを楽しむイベントを増やす取り組み	イベント
36	実際に子供達はあまり知られていないような気がします。もっと浸透して、子供達が考えられるような機会があればいいのかな、とも思います。	
37	子どもが考えた子どもによるイベント	
38	この権利条例にあるように親子一緒に参加できるイベント等をPRして行なっていけばよいと思います。	
39	環境整備やもしもの時の迅速な救済体制	救済体制
40	救済が必要な子供に早く気づき、支援してほしいです。	
41	何か起きた時の対応充実	
42	虐待の早期発見 母子、父子家庭への援助 子どもがフリーで遊べる施設やイベント	
43	子供が犠牲にならないようにすること。	

44	教育費にかかる助成金は家庭状況や家族構成に関わらず全ての子に平等にしてください。 三世代同居でない家庭も必死で働いて税金を納めなければなりません。 三世代同居の助成がなかったので、幼稚園の費用は満額払ってきました。 今は無償化されているから大丈夫とかそういう話ではなく、三世代同居ばかりが優遇される地域に移住者は来ません。現状では移住者を呼び込むことが少子化対策になると思います が、移住者（つまり三世代同居にはならない）は来ないと思いますし、移住の相談されても私はお勧めしていません。 実体験を元に話をすると「南砺市はやめておく」と答えが返ってきます。 年寄りが喜ぶ政策は票を集めやすいですが、移住者は来ないと思います。 移住者が南砺市で子供を産み育てる事は他の自治体より難しいです。	具体的
45	このパンフレットや委員への予算等無駄遣いを削減し予算を別の方向に回す、	
46	子育て世代の親の一人として、市の施策（子供が生まれてからの手厚い支援）に大変感謝しています。 その反面、お金がかかる中学卒業後の支援が手薄のように感じます。子供が高校、大学に進学する際には、一気に負担が増えてしまう感じがします。 通学定期の補助制度等があるのですが、限られた方々が対象となるように思います。 また、県外の大学に進学する際には、地元に戻ることを前提とした補助制度があればよいと思います。このままでは、優秀な人材は地元に残らない流れになるのでは…？と危惧しております。	
47	保育園での保育の質を見直していただけたらと思います。 お忙しいなか、とてもよくしてくださっていますが、一方で、何かトラブルがあったときの対応が、保護者や園内の力の強いかたにとって(言葉は悪いですが)よい解決法だと、感じる ことがよくあります。 時間がかからず、大人にとって楽なやり方では、そのトラブルから、例えば思いやりや主体性など、こどもたちが育つ権利を奪ってしまうことにつながっていると感じてしまいます。	
48	虐めなども隠蔽する学校だし、問題を解決することも熱意もないので、その体質をどうやったら改善できるだろうか？ 年間何時間使っている行うのでしょうか	
49	南砺飛翔拍嶺と言うプロスポーツチームがあると面白いかもです…	
50	豊かな自然を生かしたプログラムが充実していてとてもよい。これからもそのようなプログラムを継続して行ってほしい。	
51	私は、母子家庭なんです、男の子の母親です。今回のレストランの件で、この先私1人で子供を守れるのか、不安です。誰か、一緒に付き合ってくれる存在…店員さんが、お連れのフリしてくれるとか。周りから守ってくれる存在。 おせっかいな子供好きなおばちゃんとか。いないかなあ。 すみません。無理いいました。	
52	出産祝い金なんしに一律10万にしたんかわからん。まじ増える事に金額あげていけよ 3人目産んで手厚いと思ったらガッカリやわ	
53	明石市のように、オムツ1歳まで無料配布、高校3年まで医療費無料、中学校の給食費無料などの政策をすれば子育て世代にとって暮らしやすいと思う。	
54	子どもを産み育てたくなるよう更なる取り組みが必要です。 ジェンダーフリーやモラルハラスメントについても進めて欲しいと思います	
55	いろいろな考え方があり能力の違いもあるので、制度化することにより保育者が萎縮しないような取り組みをお願いしたい。	

56	5番	
57	保育園職員は定時で帰り、家庭も子どもも幸せにしてほしい。	
58	子どもにかかる予算を増やす	
59	現在、行政は、子育て支援に対して様々な施策を行っておられます。現在取り組まれている内容を一覧にいただき、関係者に直接意見を聞かれてはどうか。 今後地域社会で担う面がますます強まると考えているが、具体的には明確に把握されていない。特に地域における教育にかかわる支援者対象の相談窓口、スキルアップ講座の実施や学校との連携の在り方など、現場の意見を吸い上げ問題点を解決していくことがひつようなか。	
60	公園や広場の設置。 少人数地区でも、どこでも、歩道や手押し信号、旗の設置等、安全に登下校できるための工夫。	地域
61	子供も大人も住みよい。余裕のある取り組みをしてほしい。	
62	子供が少ないからこそ仲良く、健やかに育っていける環境	
63	子供が南砺市を好きになるような取り組み。子供への関わりが将来の市の発展に直結すると思います。	
64	子どもに遠慮なく声かけができて、見守ることができたらいいです。	
65	高齢者や子ども達だけでなく、皆が平等に幸福を感じられるような取り組みが必要ではないかと思います。	
66	よく言われている事だと思うが、産科ができて安心して産める環境になればいいと思う。	
67	少子高齢化でもいい。南砺市人口を減らさないこと。 せっかく、条例を作ったから生かしていけばいいと思います。	
68	南砺市で子どもを産んで子育てをしたいと思う人が増えるような取り組み。一度市街や県外に出た方が戻ってきたいと思えるような市にすること。	
69	家庭支援としてさまざまな保育ニーズに応じることも必要だが、幼い子どもが親と過ごす時間はとても大切だと考える。大人の都合ではなく、子ども優先で仕事ができる社会であるべきではないか。育児のために休みやすい職場の推進、もちろん保育園の運営もそうあるべき。	
70	企業誘致をし南砺市で就労したいと思う若者が、増えれば活気が出るのではないかと思います。	
71	ちゃんと市民のニーズに沿った税金の使い方をした取り組みをしてほしい。この権利条例のように、役場の自己満足のような取り組みは要らない。	
72	私的には【1】につきます。	
73	みんなが同じ気持ちで取り組まないといけませんね	
74	今まで通りでいいと思います。	
75	まだ分かりません	

No.	【4】新しくできる条例の名称について	新しくできる条例の名称について:コメント
1	南砺市子どもの権利条例【39】	
2	南砺市子どもの未来づくり条例【16】	
3	南砺市子ども条例【9】	
4	その他（案を記入してください）	子供に手厚い手当くれていいとおもう 作らないでください なんと笑顔条例 なんと みんなのしあわせじょうれい 堅苦しいイメージでないもの、聞いて笑顔になれるような名称が良いと思います。だからと言って、良い案が浮かばずすいません…。 つなぐ という言葉が入るといいと思います。 南砺っ子権利条約 なんとどの文字が入っていたらいいです 子どもにもわかりやすい、キャッチーな名称がいいのでは？ なんとどの言葉を入れた名称が良いです。 子どもの幸せ条例 なんと 幸せ条例 子どもの権利条約と言っても、大人も幸せにということなので、『子どもの』という断定した言い方でなくとも良いかなと感じました。 例えばですが、南砺っこの幸せ権利条約とか…（笑） なんとしあわせ条例 子どものしあわせ条約?? 堅いのもっとやわらかい言葉になるとよい。 もう少し柔らかい名称が良いのかなと思います。 シンプルに南砺市子どもの権利条例でいいと思う。 それか、なんとなつ子権利条例は、どうか。

資料 2

南砺市子どもの権利条例(仮称)素案について

次回策定委員会にて下記 13 点の対応を検討

	意見	検討内容
前文 5 段落目	※前回から引き続き検討のもの 自律心と挑戦心の育成(前文最後の一文)の 記載について	削除します。
前文 1 段落目 4 段落目 第 1 章	・「…まちづくりを目指し、…児童の権利に 関する条約の理念に基づきこの条例を制定 します」とあるが、子どもの権利を保障する ための条例であり、まちづくりのための条 例ではないのではないか。	→表記に変更が必要か検討 例)「…理念に基づき」の後に「、子 どもの権利を保障することを目的とし て、」と追記するなど ・P16①②③参照
第 1 章 第 1 条	こども基本法についての記載について検討 が必要です。	「こども基本法(令和 4 年法律第 7 7 号)」を追記します。
第 1 章 第 2 条	こども基本法に基づくのであれば、表記に ついて検討が必要です。	こども基本法にならい、「この条例に おいて「子ども」とは、心身の発達の 過程にあるものをいいます。」に変更 します。
第 1 章 第 2 条 2	「最善の利益」について、この条文のみに 存在しますので、定義規定に置く意義が無 いと存じます。 必要と目す場合は、別の規定の仕方がある と存じます。	第 8 条 2 項の表記を最善の利益に修正
第 2 章 第 6 条	第 3 条が権利をもちます。と変更になったの なら、第 6 条も権利を保障されます。ではな く、権利をもちます。にしてもいいのではな いか。	第 6 条も統一し、「もちます」に変更 します。
第 2 章 第 6 条 2	子どもを取り巻く関係機関等についての想 定について記載がありません。	→表記に変更が必要か検討 案を記載。

第2章 第7条 2	第7条2の様々な活動が何をさすのか不明瞭で他の文章に比べ伝えたいことが明確でないと思いました。	「多様な社会的活動」に変更します。
第3章 第8条 第11条	第11条の「子供が可能性を伸ばせるように視野を広げたり、経験、交流の機会の提供に努めます。」は、保護者、教育機関も含めて実施することであると考えますので、大人の役割として、第8条3項に追加記載すべきと思います。 また、第11条は、「地域団体は、地域の伝統文化に触れたり、近隣や関係団体との交流の機会の提供に努めます。」のように修正すればよいのでは、と提案します。	→表記に変更が必要か検討
第3章 第8条 第12条	第8条の大人の役割と第12条の市民の役割は対象の違いがわかりにくいと思います。	大人は第9条から第12条まですべての人が含まれます。 →表記に変更が必要か検討
第3章 第9条	項建てとされた方がよろしいかと存じます。	項建てとします。
第3章 第8条 第2項 第9条 第2項	第9条の保護者の役割にて「心身ともに健康な子どもを育てます」という表現が、障害のあるお子さんを育てている保護者に配慮が足りないのではと思いました。「健康」という言葉の定義を記載するか、表現を変えるのが望ましいと思います。	「健康」から「健やか」に変更をします。
条例全般	条例の規定としては、表現が分かりにくい。「虐待、体罰、いじめを受けないこと」「適切な医療が受けられること」などはっきりと明記すべき。一読して意味が分かり、誰が読んでも同じ意味に解される表現であるべき。	→表記に変更が必要か検討 例) 保障する権利内容をシンプルに示し、ガイドブックで詳細について解説するなど

検討事項(追加)

- ①南砺市には既に「まちづくり基本条例」があるので、本条例は
「子どもの権利を守る、保障する」ために策定することを明確に示す。

前文 1 段落目
4 段落目
第 1 章 第 1 条

∴大人の思い（これ自体多様ですが）を押し出すような表現は避け、子どもを主体とする
表現になっているか、全体を確認する必要あり

→「わたしたちは、……つくります」と宣言する場合、「わたしたち」には子どもも
含まれることを明示しないと、「大人が考える価値」を子どもに押し付ける内容だ
と誤解される

- ②「条例＝法規」なので「主観的」「多義的」な表現は避ける。

∴前文の「地域の宝」「幸せを感じ」等は言い換えが必要

→（例えば、順に）「一人ひとりがかけがえのない存在として」

「子どもが自己肯定感をもてる」

⇒「自分が受け入れられ、喜ばれていることを知ることで」は削除

前文 1 段落目
4 段落目

前文 2 段落目

- ③前文 第 5 段

「わたしたちは、家庭、学校、地域等、社会全体で総合的に連携を取りながら」とあるが、
「市」は入れなくてもよいのか？

（第 4 章はほとんど、市の役割・責任が明記）

前文 5 段落目

- ④語句の不統一がある（ほかにも？）

・「家庭」か「家族」か

前文には「家庭」とあり、他の条文に「家族」もある。

【家庭】
前文 5 段落目
第 9 条 2 項
第 13 条 2 項
第 15 条
【家族】
第 4 条 2 項
第 5 条
第 6 条 2 項

- ⑤重複する条文がある（＝すみわけが不明確）

・第 10 条と第 13 条の違いが不明確

第 10 条
第 13 条

→第 13 条（市民の関わり）2 項

「子育て家庭が安心できる社会づくりに取り組みます」とは、具体的にはどのような
施策が想定される？市民への締め付けにならないか？

→他方、町内会での子ども活動は、第 11 条で保障されるはず
（第 10 条は削除できないか？）。

第 10 条
第 11 条

南砺市子どもの権利条例（仮称）素案

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 子どもと権利（第3条―第7条）

第3章 大人の役割（第8条―第12条）

第4章 南砺市の環境（第13条―第19条）

第5章 権利の救済と推進（第20条―第23条）

第6章 雑則（第24条）

附則

黄…修正案

青…検討中

検討後削除

緑…指摘箇所

わたしたちは、子どもが地域の宝として社会全体から愛情を受け、健やかに成長する南砺市、誰一人取り残さない、幸せを感じられる南砺市をつくり目指します。

子どもは、生まれながらにして人格を持ち一人の人間として尊重されます。子どもは、愛され、権利を保障されることで、豊かな子ども時代を過ごすことができます。子どもは、自分の心が満たされたときに、愛着や信頼を感じ、それを分かち合うことを学びます。子どもは、いかなる差別も受けることなく自分が受け入れられ、喜ばれていることを知ることで、自分の考えを持ち、自分の思いを表現し、自分らしく生きる力を育みます。

子どもの発達と成長のためには、守り支える大人が必要です。大人は、子どもが安心できる環境と、様々な経験が出来る機会を作り、子どもが自分自身の思いや考えを表現できるよう支援します。大人は、子どもに対して一方的な考えを押し付けることなく、子どもの思いを尊重し、子どもの意見に耳を傾けます。子どもの権利を守るとは、社会の幸せにつながります。子どもにとってやさしい世界は、大人にとってもやさしい世界です。

わたしたち南砺市民は、子どもも大人も一人の人間として尊重され、すべての子どもが自由と平和、人とのつながり、幸せを感じながら、心豊かに生きることができるまちづくりを目指します。

わたしたちは、家庭、学校、地域等、社会全体で総合的に連携を取りながら、国際連合が1989年に採択した児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号。以下「子どもの権利条約」といいます。）の理念に基づき、子どもの心身の発達と幸福感の増進、

自律心と挑戦心の育成を図るため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、一人一人が人として生きるために誰もが心豊かに成長できるまちづくりを市と市民が協働で取り組むことを目指し、子どもの権利条約とこども基本法（令和4年法律第77号）に基づき、子どもの持つ権利を保障します。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、心身の発達の過程にあるものをいいます。
2 この条例において「子どもの最善の利益」とは、どのような場面でも子どもの意見を踏まえ、子どもの幸せを第一に考えることをいいます。

第2章 子どもと権利

(子どもがもつ権利)

第3条 子どもは、生まれながらに大切な権利を持ちます。

(生きること)

第4条 子どもは、命が守られ、心と体を大切にされます。

- 2 子どもとその家族は、国籍、言語、宗教、出身、性別、障がい、財産その他の置かれている状況によるいかなる差別や不利益を受けません。
- 3 子どもは、日常の衣食住を保障され、安心して暮らすことができます。

(育つこと)

- 第5条 子どもは、もって生まれた力を発揮し、自分らしく成長し、家族や友達と心身ともに楽しく健やかに生活をすることができます。
- 2 子どもは、一人一人の人格を尊重され、子どもであることを理由に否定されることがなく、自分の思いを自由に表すことができます。
 - 3 子どもは、興味関心を広げ、教育を受け、学ぶことができ、遊んだり休んだりしながら育つことができます。
 - 4 子どもは、必要に応じて医療や療育を受け、困ったときには相談し、安心して成長することができます。

(守られること)

- 第6条 子どもは、暴力を受けたり大切なものを奪われたりせず、有害なことから守られる権利を持ちます。
- 2 子どもは、心と体が傷つけられないように、家族や友達、[子どもを取り巻く（大人 or 関係機関等）] または[周囲の大人] によって守られます。

- 3 子どもは、困りごとや悩みごとがある時に、個人情報や秘密を守られ、一方的な意見の押し付けや決めつけのない、適切な相談を受けることができます。

(参加すること)

第7条 子どもは、自分の意見を伝え、仲間をつくることができます。

- 2 子どもは、**多様な社会活動**に参加することができます。

第3章 大人の役割

(大人の役割)

第8条 大人は、子どもを一人の人間として尊重し、**一人一人が自分らしく成長できるように**その**考えや思い発想**を受け止め、話を聞き、共に考え、関わり続けます。

- 2 大人は、子どもが**可能性を伸ばし**、心身ともに**健やか健康**に育つために、子ども**にとって**の最善の利益を図ります。

(保護者の役割)

第9条 保護者は、その養育する子どもに対して責任と義務があります。

- 2** 子どもに関心をもって接し、心身ともに**健やかな子どもを育ちを支援し**ます。

- 3 保護者は、**家庭子どもの生活の場**が、安心して眠り、食べることができ、心のよりどころとなる居場所になるよう努めます。

(子どもの保育、教育及び療育に関わる大人の役割)

第10条 子どもの保育、教育及び療育に関わる大人は、その行動が子どもの人格形成に影響をあたえることを自覚して、子どもに関わります。

- 2 子どもの保育、教育、療育に関わる大人は、子どもの心に目を向け、自由に感じ、考え、学ぶことを保障し、一人一人に応じて支援します。

(子どもに関わる地域団体の役割)

第11条 子どもに関わる地域団体（以下「地域団体」といいます。）は、**子どもが可能性を伸ばせるように、視野を広げたり地域の伝統文化に触れたりする体験、経験及び交流の機会の提供に努めます。**

- 2 地域団体は、地域の子育て世代に寄り添い、支えることに努めます。

第4章 南砺市の環境

(市の務め)

第1**2-3**条 市は、誰もが心豊かに成長できるまちづくりの実現のために、必要な施策に取り組みます。

- 2 市は、施策の推進に関わる広報活動に努めます。
- 3 市は、子どもが権利の主体として尊重されることを認識し、子どもが意見や考え

又は思いを表明することができ、かつ、その意見や考え又は思いがまちづくりに反映されるよう、必要な環境の整備を図ります。

(市民の関わり役割)

第1 3-2条 市民は、日頃の挨拶や見守りを通し、子どもの育ちに関心をもち、子どもと共に成長していきます。

2 市民は、子どもが健やか全に育つため、子育て家庭が安心できる社会づくりに取り組みます。

(日常の環境)

第1 4条 市は、子どもの命を守ることができる健全な成長に配慮した環境を整え、子どもが自らの命を守る学びの経験を奪うことなく、生きる力を身につけるよう支援します。

2 市は、子どもが主体的に行動し、成長することができる南砺市各地域の特色を活かした環境を作ります。

3 市は、保護者や地域団体等子どもに関わる大人を支援します。

(居場所づくり)

第1 5条 市は、学校と家庭以外にも一人一人が居心地の良い居場所を築くことを支援します。

(情報共有)

第1 6条 市は、子どもの成長と生活に関わる情報を集約し、必要とする人に届けられるよう広報及び周知活動に努めます。

2 市は、子どもが自ら情報を集め、選択し、又は判断する力を身につけられるよう関わります。

(参加の機会の保障)

第1 7条 市は、子どもに関することは、子どもの意見を聞き、その意見が反映されるように努めます。

(人権侵害の対応)

第1 8条 市は、いじめ、体罰、虐待等の人権侵害を見過ごしません。

2 市は、人権侵害が起こったときに、子どもと、子どもに関わる大人を速やかに支援し、心の回復に努めます。

(普及及び啓発)

第1 9条 市は、この条例を広報し、学習の機会を提供することで、継続した市民意識の醸成に取り組みます。

第5章 権利の救済と推進

(相談と救済)

第20条 市は、子どもや大人が不安や悩みをもったときに相談でき、救済される体制を整えます。

2 市や関係団体は、相談の内容に応じて必要な連携を取り、状況の改善に努めます。

(子どもの権利委員会)

第21条 市は、誰もが心豊かに成長できるまちづくりを総合的に、かつ、継続的に推進するとともに、この条例による施策の実施状況を検証するため、南砺市子どもの権利委員会（以下「委員会」といいます。）を置きます。

2 委員会は、この条例の趣旨の実現に向けた協議及び検証を定期的に行います。

3 委員会の委員は、14人以内とします。

4 委員は、人権、保健医療、福祉、教育等の子どもの権利にかかわる分野において学識のある者や市民のなかから市長が委嘱します。

5 委員の任期は、3年とします。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残りの任期の期間とします。ただし、再任を妨げるものではありません。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはいけません。その職を退いた後も同様とします。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

(委員会の職務)

第22条 委員会は、市長の諮問を受けて、又は委員会の判断で、子どもの権利に関する施策や計画についての調査や審議を行います。

2 委員会は、調査や審議を行うにあたって、必要に応じて子どもをはじめ、市民から意見を求めることができます。

(答申及び提言並びにその尊重)

第23条 委員会は、調査や審議の結果を市長その他執行機関に報告し、答申及び提言します。

2 市長その他執行機関は、委員会からの報告や答申及び提言があったときは、これを尊重し、必要な措置をとります。

第6章 雑則

(委任)

第 24 条 この条例で定めるもの以外に必要なことは、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

第4回南砺市子どもの権利条例策定委員会 会議録

日 時：令和4年7月30日（土） 14時00分～16時00分

場 所：南砺市井波総合文化センター

出席者：彼谷環委員長、楠井悦子副委員長、明柴聡史委員、磯辺文雄委員、
木下三喜子委員、齊藤優華委員、高橋佳津江委員、山下裕美委員、
明橋大二南砺市政策参与

欠席者：榎木勝規委員

事務局：溝口こども課長、荒井子育て応援係長、川田主任

1. 開会

事務局 皆さま、本日は、お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、第4回南砺市子どもの権利条例策定委員会を開催いたします。

開会に先立ちまして彼谷委員長からご挨拶をいただきます。

委員長 みなさんこんにちは。お休みの大変暑い日に、お集まりいただきありがとうございます。本日第4回の策定委員会となります。大詰めとなってきました。当初の予定では、本日案をとりまとめて、市長にお渡しできるのではないかと考えておりましたが、6月にこども基本法ができたこと、見直しによって重複が確認されたことなどから再度見直しが必要であると考えております。丁寧に確認し、そして南砺市らしい条例ができればと考えております。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございました。

出席者の確認をいたします。

南砺市政策参与 明橋大二先生

子どもの権利条例策定委員会 委員長 彼谷環先生

副委員長 楠井悦子さん

子ども部会 代表 明柴聡史先生、副代表 山下裕美さん

人づくり部会 代表 高橋佳津江さん、副代表 木下三喜子さん

環境づくり部会 副代表 磯辺文雄さん、斎藤優華さん

環境づくり部会榎木さんは欠席です。皆さんのお許しをいただき、音声を聞かれるということです。

本日は、9名中8名のご出席をいただいております、南砺市子どもの権利条例策定委員会設置要綱第6条第2項により、委員の出席が過半数に達し成立しておりますことをご報告いたします。続きまして、南砺市側の出席者及び事務局の紹介をさせていただきます。こども課 荒井主幹、同じくこども課の川田です。また、本日の会議の予定時間でございますが、おおよそ16:00の終了を予定しておりますので、円滑な進行にご協力をお願い申し上げます。また、明橋先生は15:00に退席と伺っており

ます。

それでは、「南砺市子どもの権利条例策定委員会設置要綱」第6条により、「委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。」とありますので、ここからは彼谷委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

2. 協議事項

(1)第2回意見の実施について

委員長 協議事項に入ります。

事務局より説明をお願いします。

事務局 資料1により第2回意見募集結果を説明

委員長 質問、ご意見はありますか。

私から1点お願いします。たくさんのご意見をいただいておりますが、事務局から見て今後どのようなことに気をつけていけばよいと感じていますか。事務局案はありますか。

事務局 14、15ページに意見の反映という枠組みの中に取り上げ、事務局案を記載しています。

(2)南砺市子どもの権利条例（仮称）素案について

委員長 事務局から資料の説明をお願いします。

事務局 資料2により経緯を説明

意見募集からの質問事項13点

政策参与 荒牧先生は日本で子どもの権利の第一人者であり、これまでも多くの自治体の条例づくりにも携わられています。素案の第9条です。「保護者は養育する子どもに対して責任と義務があります」と、保護者の責務として書いてあります。もちろん、子どもの養育について親は第一義的な役割があると他の法律にも書いてあります。しかし、現代の状況をみると、親自身も苦しんでいる。親自身も自己肯定感が低いという中で、親ばかりに責任を押し付けるとしんどくなるのではないかと。意見募集の中にも、大人の権利はどうなるんだと、支えが必要であると意見があります。

例えば、松本市の条例ですが、「必要な支援を受けることができる」「市は保護者を支援する」と書いてあります。保護者の責務ということだけでなく、「みんなで親を支援していきましょう」という姿勢があると親が安心すると思います。それが入ることで、親にもやさしい条例になると思います。

また、オンブズパーソンについてです。やはり、子どもの権利を保障するには、救済機関が必要です。素案には、第5章第20条に、「救済される体制を整えます」とありますが、曖昧です。例えば、すでに相談機関があり、相談機関も救済のための機関と言えます。相談窓口があるからといって、虐待やいじめを受けた子が救済されているわけではありません。しっかりと救済機関を設置しなければならないということです。それが、子どもオンブズパーソンや、子どもコミッショナーです。当初、こ

ども基本法が作られる時も、子どもコミッショナーの話題は出たのですが、記載まで至らなかった。しかし、本来は入れるべきであると思います。「救済機関を設置します」とすべきだと思います。「子どもオンブズパーソン」や「子どもコミッショナー」という具体的な言葉が入らなくても、「救済機関を設置します」という言葉は入れた方がいいと思います。他の自治体の条例でもしっかり明記しているところはあります。

委員長 ただいまの2つの意見について、さらに聞きたいこと、機関を設けることについて意見をお願いします。

委員H 保護者を支援するということについて、第4章第14条のところで、市の役割が記載されています。それでは足りないということでしょうか。

政策参与 はい。具体性に欠けると思います。

委員H しかし、これは条文であり、具体的なものはガイドブックで捕捉するという構造になっています。南砺市の素案では、第3章は大人の役割について書かれています。第4章は環境となります。第4章に記載することで重複の印象が残ると思います。

事務局 第14条の3項に「市は、保護者や地域団体等子どもに関わる大人を支援します。」とあります。ただ、松本市のように具体性はありません。具体性をもたせるなら、この部分を膨らませることはできると思います。

委員H 保護者の役割について、9条で「市は保護者を支援します」ということが入り込むと南砺市の章立て、構造が違うと思います。別の章立てに仕組みとして書いてあります。14条を膨らませるというのはよいと思いますが、繰り返しになると思います。

政策参与 保護者の役割に「支援を受けることができます」といれるのはいかがですか。

委員H その書き方ならうまくいくと思います。

委員長 「保護者はその養育する子どもに対して責任と義務があり、また、必要な支援を受けることができます。」でいかがでしょうか。

委員A 順番はどうしますか。具体的な行動があり、それを支援するのではないかと思います。

委員G 2と3は居場所と行動がわけて書いてあるので残すべきだと思います。

委員長 条例なので、詳しいことはガイドブックに記載し、消すこともできると思います。

委員H 具体的なことは「子育て」とまとめることができます。

政策参与 私は、2と3は残した方がよいと思います。1項を先ほどの案で記載し、具体的な行動が書いてあるという意味でよいと思います。

委員長 大体の意見が出ましたので、とりまとめを事務局にお願いします。

子どもコミッショナーについてうつります。政策参与に伺いたいのですが、そのような機関ができた時、現在ある児童相談所や相談機関などはどのような関係になるのですか。

政策参与 主としてはいじめです。虐待に関しては命にかかわるので児童相談所となります。いじめはそんなに児相は力をいれていないし、教育委員会も関係機関になります。第三者機関を置く必要があります。先生からのパワハラについても対応します。天候を余儀なくされる子どももいます。学校で起こったことは泣き寝入りになりやすい

です。

委員長 それでは、具体的に条文にいれるかどうかです。

事務局 条文からは相談救済の体制をつくるという意味が見られます。ガイドブックに詳細を書くのではなく、「救済機関」という明記が必要であるということでしょうか。

政策参与 はい。そういう組織があるということです。

委員長 予算も必要な話になりますね。気持ちとしては入れたいところですね。

委員H この条例でそこまで決めていいものでしょうか。

政策参与 体制を作りますだと、相談機関をもう一つ増やすとかそういうことで終わることもあります。実際に動ける機関を持つということです。

委員A 確かに動けるところは必要です。

委員D こども家庭庁ができたら、子どもの相談支援センターができることが義務付けられます。そういうところに入るということですか。

政策参与 子ども家庭支援センターですね。

委員D それでは作るということではないでしょうか。

事務局 そこまでの役割はないと思います。保健センターと相談室が合わさった感じです。市町村には設置の努力義務がかかります。

事務局 行政機関に設置されるものなので、第三者機関にならないと思います。また、他の自治体では、子どもオンブズパーソンのために条例を作成しているところもあります。川西市はそのような条例があります。

委員長 予算をとり、引き受ける人もいることから、理想的ではありますが、すぐにはできない印象があります。

事務局 アクションプランを作る時に、盛り込んで検討し取り組んでいくこと必要があると思います。条文に盛り込むかどうかについて今回判断していただければと思います。

委員H 可能なのであれば、盛り込めばよいと思います。

政策参与 例えば、この先、市長が変わっても条例に書いてあれば守られていきます。

委員D この先、議会を通していかなければなりません。組織作っただけで構造が見えないものについては指摘があると難しいのではないかと思います。

事務局 ここに乗せるには議論を尽くしきれないと思います。そこに記載しても、具体的にどういったものを想定しているかについて議会でも質問されると思います。来年度、権利委員会を立ち上げて、南砺市に必要であるか、それはどのようなものかについて、しっかり検証をして、それでもやはり必要であると判断されたときに設置できるのではないのでしょうか。事務局からの意見です。

委員長 政策参与と事務局、どちらの意見もわかります。仮に、アクションプランなどで設置に向けて検討していくということで調整していく、検討していく、というのはどうでしょうか。せっかく設置しても活用できなければ意味がありません。また、条例は改正ができます。2段階で検討していくのはいかがでしょうか。

委員F 今の南砺市民に「子どもオンブズパーソン」という言葉が条例にあっても、理解はできないと思います。まずは、伝える事が先で、必要性を検討し、それからの設置で

ないでしょうか。

委員長 わたしたちもちゃんと勉強しなければなりませんね。政策参与はいろいろな事情や、先進地事例もご存じであり、今回の意見であったのだと思います。

政策参与 皆さんで決めていただければと思います。小杉町で条例ができたときに、最初からオンブズパーソンが必要だと言われていたけど、いまだにできてはいません。合併や、首長が変わり、結果として、いじめによる自殺が起こった。これは本当に失策だと思います。ぜひ、今後の取り組みとして南砺市では作っていただきたいです。

委員長 作ることを予定しながら、アクションプランに盛り込んでいくということですね。

委員H 第20条の「救済される体制を整えます」に期待します。実際辛い思いをしている人たちが救済される体制を南砺市がつくることを期待します。

事務局 アクションプランの中に、調査という項目が必要であるという意見もありました。現状を把握し、取り組んでいくということによいですか。

政策参与 今、南砺市でいじめは表面化していないかもしれない。しかし、南砺市にえがおクリニックを作ったときに痛感しました。南砺市のニーズがとても高く8割が南砺市です。今表面上に上がっていないからニーズがないというわけではありません。

委員A 第三者機関に相談し、実際に動いてもらえるということは大切だと思います。アクションプランの中でできることを願っています。

委員長 直接かかわっておられる方の意見は大切ですね。設置に向けて調査を行うということによいでしょうか。

委員F 調査というと数字で出てきます。「1」とでて、少ないと判断してはいけません。その子どもにとっては10でも100でもあります。オンブズマンになればそれが救えるのか、体制を変える、作ることで、今まで救えなかったものを救うことができるようにするならば、表面に出てきたものをとりあげるのではなく、これまでと違う把握の仕方があると思います。そこも考えて取り組まなければなりません。

委員D 子どもの人権侵害はいじめや虐待だと思います。われわれは条例を作るだけでなく、今度の子どものために何ができるか、条例ができたら、今まで以上の思いとエネルギーをもって体制づくりをしていかなければならないと思います。

委員F 本当にそうだと思います。条例ができ、その条例によって子どもへの体制がとれるようになれば文章が立派でなくても子どものために動けると思います。

委員長 条例はルールですので、誤解のない、誰でもわかる言葉を使い、だけど、一人一人の侵害がないように、新しい取り組みができるとよいと思います。この後につなげていけるような対応にしていきたいと思います。

事務局 それでは、委員長の意見から見直しをお願いします。

委員長 市民の意見について、事務局でとりまとめ、事務局案を作成していただきました。これについては事前に確認いただいています。ご意見ありますでしょうか。

委員B 前文はわかりやすくした方がいいと思います。具体的なところについて、いろいろな意味がとらえられるのは変えていけばよいと思います。

委員長 愛情などという言葉はどうですか。主観的な言葉になります。

委員B 過去に、愛護という言葉が使われていました。幸せを感じますが、人によって幸

せは異なります。

委員C 委員長の「かけがえのない」という言葉は主観が入らず良いと思いました。一保護者、地域団体でできることは異なります。ここに分けて記載する必要があるのかと思いました。

委員D 私は、「心身ともに健康に」は引っかかっていました。「すこやか」でよいと思います。南砺市らしさでいくならば、「愛情」をいれてもいいのではないかと思います。

委員長 ひらがなの「すこやか」がよいですね。

委員A 検討中は、あえて「愛情」は入っていなかったと思います。愛情を受けられていない子もいますし、主観的なものになります。

委員G 私も愛情と幸せに違和感があります。

委員F 削れるところは削って、象徴的な段階まで絞ってはどうでしょうか。「子どもは」から始め、不要なものを削ったらよいと思います。共感する部分が多いです。

委員H 5段落ありますが、1と4が重なるのでどちらかでよいと思います。2段落の4文目も大きく削除してよいと思います。

事務局 前文について事務局で修正しますので、メールにて確認をお願いします。

事務局 条文についてお願いします。全体についてですが、持てるものは「持つ」と漢字を使用し、手で持てないものは「もつ」と統一すると決定していました。今回、「ぎょうせい」から、条例として体裁を整えるために「持つ」と修正がありました。よろしいでしょうか。

委員長 統一でお願いします。まだ、繰り返し見ることによって気になる点があると思います。本日の修正が終わったものの再度確認をお願いします。

(南砺市子どもの権利委員会(案)について)

委員長 事務局よりお願いします。

事務局 資料3をご覧ください。

委員長 質問、ご意見はありますか。

委員F 第22条の文でよいと思います。

委員長 子どもの権利委員会について盛り込んだということで、お願いします。

(アクションプランについて)

委員長 事務局よりお願いします。

事務局 資料4をご覧ください。

今年度中に骨子案を作成し、次年度からは子どもの権利委員会の中で検討していきたいと思います。

委員長 それでは、よろしくお願いします。

3. その他について

委員長 事務局よりお願いします。

事務局 今後の予定についてです。

10月パブリックコメント実施し、12月条例案の上程を目指しています。

8月9月の間に必要な修正を行い対応していきたいと思います。今日の会議を反

映させたものをメールにて送付します。ご意見をお願いします。

今後のイベントについて

令和4年8月6日（土）シンポジウム

令和5年2月11日（土）制定記念イベント

委員長 以上について質問、ご意見はありますか。

（なし）

以上で、すべての事項について終了させていただきます。

これにて進行を事務局にお返しします。

4. 閉会

事務局 どうもありがとうございました。楠井副委員長から挨拶をいただきます。

副委員長 南砺市に期待をしております。こども家庭庁もでき、子どもの権利に関する条例が作られつつあると思います。南砺市がいいお手本となるよう期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございました。以上をもちまして、第4回策定委員会を閉会いたします。